

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区旅館業法施行細則 昭和55年 5 月31日規則第44号</p> <p>第 1 条から第12条（現行のとおり） <u>（浴槽水の消毒の方法）</u></p> <p><u>第12条の 2 条例第 4 条第 7 号カ(エ)ただし書に規定する規則で定め る浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うも のとする。</u></p> <p><u>(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行 う方法</u></p> <p><u>(2) モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロ ラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保 つこと。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（構造部分の合計床面積等）</p> <p>第13条 条例<u>第 6 条第 1 号ア</u>の規則で定める構造部分の合計床面積 は、客室内の寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち 入る部分の床面積を合計した面積とする。</p> <p>2 条例<u>第 7 条第 1 項第 2 号</u>の規則で定める構造部分の合計延べ床面 積は、前項の規定により算定した全客室の合計床面積を合計した面</p>	<p>○世田谷区旅館業法施行細則 昭和55年 5 月31日規則第44号</p> <p>第 1 条から第12条（略） （新設）</p> <p><u>（営業従事者名簿の記載事項）</u></p> <p><u>第13条 条例第 4 条第12号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 氏名</u></p> <p><u>(2) 生年月日</u></p> <p><u>(3) 住所</u></p> <p><u>(4) 従事職種</u></p> <p><u>(5) 就業年月日</u></p> <p>（構造部分の合計床面積等）</p> <p>第14条 条例<u>第 6 条第 2 号ア、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 1 項 第 1 号</u>の規則で定める構造部分の合計床面積は、客室内の寝室、浴 室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合 計した面積とする。</p> <p>2 条例<u>第 7 条第 1 項第 4 号</u>の規則で定める構造部分の合計延べ床面 積は、前項の規定により算定した全客室の合計床面積を合計した面</p>

改正後

改正前

積とする。

積とする。

(削除)

(共同便所の便器の数)

第15条 条例第6条第7号イの規則で定める数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

(1) 便所を付設していない客室の合計定員（以下この条において「合計定員」という。）が30人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表右欄に掲げる数

<u>合計定員</u>	<u>数</u>
<u>5人以下</u>	<u>2</u>
<u>6人以上10人以下</u>	<u>3</u>
<u>11人以上15人以下</u>	<u>4</u>
<u>16人以上20人以下</u>	<u>5</u>
<u>21人以上25人以下</u>	<u>6</u>
<u>26人以上30人以下</u>	<u>7</u>

(2) 合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数

(3) 合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数
(共同洗面所の給水栓の数)

(削除)

第16条 条例第6条第8号の規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数とする。

附 則

改正後	改正前
<p>1 <u>この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第13条を削る改正規定、第14条の改正規定及び同条を第13条とする改正規定、第15条及び第16条を削る改正規定、第1号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</u></p>	